

公安の維持と 災害対策

第1節 災害への対処と警備実施

第2節 外事情勢と諸対策

第3節 国際テロ情勢と諸対策

第4節 公安情勢と諸対策

第6章

CHAPTER 6



1 2025年日本国際博覧会の開催に伴う警備

(1) 2025年日本国際博覧会の概要

2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）が、令和7年（2025年）4月13日から同年10月13日までの184日間、大阪府大阪市此花区夢洲^{ゆめしま}において開催され、158の国・地域及び7の国際機関が参加した。大阪・関西万博は、開催期間中には約2,800万人の来場者が見込まれていたところ、これを上回る2,900万人超が来場するなど、国内外の大きな注目を集めた。

警察庁においては、令和6年7月、警察庁次長を長とする「大阪・関西万博警備対策推進室」を設置した。また、開催地を管轄する大阪府警察においては、令和5年4月には大阪府警察副本部長を長とする「大阪府警察万博対策本部」を設置し、令和7年2月には万博会場内外における初動警察活動、警戒警備活動等を担う「会場警察隊」を同本部に設置するなど、所要の体制を構築して総合的な警備諸対策を推進した。

(2) 警備諸対策

① 小型無人機等対策

近年における小型無人機の性能向上等を踏まえ、大阪府において小型無人機等の飛行を禁止する条例^(注)が制定され、令和7年1月19日から閉幕までの間、開催地である夢洲及びその周囲おおむね1,000メートルの地域等の上空について、小型無人機等の飛行が原則として禁止された。大阪府警察は、夢洲内等にドローン対処部隊を設置するとともに、海上保安庁と連携した小型無人機等対策を実施した。



② 海上の警戒

夢洲が周囲を海に囲まれた人工島であることを踏まえ、海上の警戒に万全を期すため、大阪・関西万博期間中には、条例により夢洲周囲の護岸等の立入規制を実施したほか、大阪府警察と第五管区海上保安本部が連携して、船舶による24時間体制での警戒活動を実施した。



会場警察隊の警戒状況

③ テロ・雑踏事故等防止対策

大阪・関西万博の実施主体である公益社団法人2025年日本国際博覧会協会の警備員と会場警察隊等が緊密に連携し、会場内における警戒活動、入場ゲートにおける手荷物検査、令和7年8月13日に発生した地下鉄の運転見合せによる帰宅困難者への対応等の各種テロ・雑踏事故等防止対策を実施した。

④ 警衛・警護

天皇皇后両陛下は、開会式への御臨席等のため、二度にわたり大阪府へ行幸啓になるとともに、秋篠宮皇嗣同妃両殿下をはじめとする皇族方が、開閉会式等の際に御臨席・御視察された。また、各国のナショナル・デー等には、石破首相（当時）や各国首脳等、国内外から多数の要人が会場を訪れた。大阪府警察では、関係都府県警察から部隊の特別派遣を受けるなど、所要の体制を構築し、大阪・関西万博における警衛・警護に万全を期した。

注：大阪府二千二十五年日本国際博覧会の準備及び開催時における小型無人機等の飛行の禁止に関する条例

2 自然災害等への対処

(1) 自然災害の発生状況と警察活動^(注1)

① 自然災害の発生状況^(注2)

令和7年中は、地震、大雨等により、死者・行方不明者70人、負傷者1,045人等の被害が発生した。令和3年から令和7年にかけての自然災害による主な被害状況は、図表6-1のとおりである。

図表6-1 自然災害による主な被害状況の推移（令和3年～令和7年）

区分	年次	令和3	4	5	6	7
死者・行方不明者（人）		142	102	64	279	70
負傷者（人）		1,915	2,668	804	2,049	1,045
全壊又は半壊した住家（戸）		3,504	8,145	6,054	31,905	3,890
浸水した住家（戸）		12,350	16,400	24,646	7,921	6,920
損壊した道路（箇所）		1,883	3,645	3,471	1,784	1,115
崩れた山崖（箇所）		899	815	1,005	241	169

② トカラ列島近海を震源とする地震

令和7年6月21日午前5時頃からトカラ列島近海で地震活動が活発となり、同年7月3日午後4時13分、トカラ列島近海を震源とするマグニチュード5.5の地震が発生し、鹿児島県十島村で震度6弱を観測した。鹿児島県警察では、大きな地震が連続して発生していた悪石島に警察職員を派遣し、被災状況についての情報収集、被災地の安全・安心を確保するための避難所周辺の警戒・警ら等の災害警備活動を実施した。



島外避難支援状況（鹿児島）

③ カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震^(注3)

令和7年7月30日午前8時24分（日本時間）、ロシア・カムチャツカ半島東方沖を震源とするモーメントマグニチュード8.8の地震が発生した。この地震により太平洋沿岸部を中心に北海道から沖縄県までの広い範囲で津波を観測し、死者1人等の被害が発生した。気象庁が津波警報等を発表したことを踏まえ、沿岸部を管轄する関係都道府県警察では、被災状況についての情報収集等の災害警備活動を実施した。



避難誘導の状況（宮城）

注1：死者数については、災害関連死を除く。

2：数値は、いずれも令和8年4月末現在のもの

3：数値は、いずれも令和7年9月12日現在のもの

④ 令和7年8月6日からの大雨^(注1)

令和7年8月6日から同月12日にかけて、前線及び低気圧の影響により、北陸地方や九州地方を中心に大雨となった。特に、石川県、山口県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県で、線状降水帯が発生し、死者8人等の被害が発生した。管轄区域内で被害が発生した関係県警察では、被災状況についての情報収集、被災者の救出救助、行方不明者の搜索、被災地の安全・安心を確保するための警戒・警ら等の災害警備活動を実施した。



行方不明者の搜索活動（鹿児島）

⑤ 青森県東方沖を震源とする地震

令和7年12月8日午後11時15分、青森県東方沖を震源とするマグニチュード7.5の地震が発生し、青森県八戸市で震度6強を観測した。青森県警察をはじめとする関係道県警察では、被災状況についての情報収集を実施した。また、同月9日午前2時00分に気象庁が北海道・三陸沖後発地震注意情報を発表したことを踏まえ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域^(注2)を管轄する道県警察に加え、発災時に警察官等を被災地に派遣することとなる他の都府県警察において、所要の警備態勢を確保した。

（2）大規模災害への備え

① 災害対処能力の向上

ア 災害警備訓練の充実

警察では、災害対処能力の向上を図るため、初動対処や救出救助訓練、都道府県警察間での合同訓練、広域緊急援助隊と消防、自衛隊、DMAT^(注3)等の関係機関・団体との合同訓練等を実施しているほか、様々な装備資機材の整備を進めている。

また、警察庁では、大規模な地震や大雨等による土砂災害等、我が国における災害の特性を踏まえ、災害現場に即した環境で体系的・段階的な救出救助訓練を実施するための災害警備訓練施設を整備しており、平成28年（2016年）には近畿管区警察局災害警備訓練施設の運用が、平成30年には警視庁・東日本災害警備訓練施設の運用が、それぞれ開始された。これらの施設において、形を組み替えて建物の様々な倒壊状況を安全かつ効率的に再現できる可変式訓練ユニットや、津波、豪雨等による実際の災害現場に近い環境を再現した浸水域対応訓練ゾーン等を活用した救出救助訓練を実施している。



警視庁・東日本災害警備訓練施設における救出救助訓練



近畿管区警察局災害警備訓練施設における救出救助訓練

注1：数値は、いずれも令和7年8月21日現在のもの

2：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第3条第1項に規定されている。

3：Disaster Medical Assistance Teamの略。医師、看護師等で構成され、大規模災害等の現場において活動するための専門的な訓練を受けた医療チーム

イ 初動対応における情報収集・部隊展開

警察では、被災地警察及び警察災害派遣隊が救出救助、捜索、交通情報収集等の初動対応を迅速・的確に行うことができるよう、災害警備本部の早期構築のほか、高度警察情報通信基盤システム（PⅢ）^{（注1）}、無人航空機、ヘリコプターテレビシステム^{（注2）}等による迅速な映像伝送の更なる活用等により、大規模災害の最初期における情報収集・集約能力の強化を図っている。

また、部隊が必要な資機材を確実に輸送することができるよう、空路での輸送を想定した小型・軽量の救助用資機材や、悪路での大型資機材の輸送が可能な四輪駆動車等を整備するとともに、速やかな部隊派遣に資するよう、平素から、部隊の参集・出動に係る訓練や、資機材の点検・整備を徹底している。



小型無人機による被災状況の撮影（石川）

ウ 救出救助・捜索活動

警察では、広域緊急援助隊（警備部隊）等が被災現場に到着するまでに、被災地警察署の交番・駐在所の地域警察官等が、自主防災組織、消防団等と連携して的確な救助活動を行うことができるよう、平素から、警察署が中心となり地域住民も参画する災害対処訓練等を実施するとともに、自主防災組織、消防団等が主催する訓練に交番・駐在所の地域警察官等が積極的に参加し、警察の災害対処能力の底上げ及び地域の共助意識の醸成を図っている。



警察署員による災害対処訓練

また、救助要請に係る偽・誤情報が、SNS上で拡散されることにより、救出救助活動の支障となるおそれがあることから、警察では、災害警備活動を迅速・的確に行うことができるよう、違法情報に該当する偽・誤情報について、SNS事業者に対し、迅速な削除を行うよう協力を要請するなど、大規模災害発生時における偽・誤情報対策を推進しているほか、違法行為に対しては厳正な取締りを行うこととしている。

② 今後の災害対策の見直し

警察では、気候変動により激甚化・頻発化する気象災害、今後発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模地震、火山災害等に的確に対処することができるよう、令和6年能登半島地震をはじめとするこれまでの大規模災害の経験を踏まえ、大規模災害における警察活動の高度化に向けた取組を部門横断的に推進し、災害対処能力の一層の向上を図り、国民の安全・安心の確保に万全を期すこととしている。

注1：240頁参照（第7章）

2：警察用航空機から撮影された上空からの現場映像を地上の受信設備に伝送するシステム

3 警備実施

(1) 警衛

警察では、皇室と国民との親和に配慮した警衛を実施しつつ、御身の安全確保と歓送迎者の雑踏等による事故防止を図っている。

令和7年中の国内での主な行幸啓等は図表6-2、主なお成りは図表6-3のとおりである。

海外へは、天皇皇后両陛下が、同年7月にモンゴルを御訪問になった。



沖縄国際海洋博覧会50周年記念事業企画展御覧に伴う警衛
(6月、沖縄)

図表6-2 主な行幸啓等（令和7年）

天皇皇后両陛下

1月	阪神・淡路大震災30年追悼式典御臨席（兵庫県）
4月	2025年日本国際博覧会開会式御臨席（大阪府）
5月	第75回全国植樹祭御臨席（埼玉県） ^{（注）}
6月	沖縄国際海洋博覧会50周年記念事業企画展御覧（沖縄県）
6月	地方事情御視察（広島県）
9月	第40回国民文化祭及び第25回全国障害者芸術・文化祭御臨席（長崎県）
9月	第79回国民スポーツ大会御臨席（滋賀県）
10月	科学技術と人類の未来に関する国際フォーラム第22回年次総会開会式御臨席及び2025年日本国際博覧会会場御視察（京都府・大阪府）
11月	第44回全国豊かな海づくり大会御臨席（三重県）

注：天皇陛下お一方での行幸

図表6-3 主なお成り（令和7年）

秋篠宮皇嗣同妃両殿下

4月	2025年日本国際博覧会開会式御臨席（大阪府）
6月	第36回全国「みどりの愛護」のつどい御臨席（千葉県）
7月	令和7年度全国高等学校総合体育大会御臨席（広島県）
7月	第49回全国高等学校総合文化祭御臨席（香川県）
10月	第48回全国育樹祭御臨席（宮城県）
10月	2025年日本国際博覧会閉会式御臨席（大阪府）
10月	第24回全国障害者スポーツ大会御臨席（滋賀県）

memo

天皇皇后両陛下の行幸啓等における歓送迎

令和7年中、第75回全国植樹祭（5月、埼玉県）への御臨席等に伴う行幸では約2万人、第40回国民文化祭及び第25回全国障害者芸術・文化祭（9月、長崎県）への御臨席等に伴う行幸啓では約4万4,000人、第79回国民スポーツ大会（9月、滋賀県）への御臨席等に伴う行幸啓では約2万4,000人、第44回全国豊かな海づくり大会（11月、三重県）への御臨席等に伴う行幸啓では約8,000人と多くの歓送迎者が沿道等に集まった。また、これら以外の地方行幸啓でも多くの歓送迎者が沿道等に集まったが、警衛を実施した各都府県警察では、管区機動隊をはじめとする特別派遣部隊とも連携し、天皇皇后両陛下の御身の安全確保と歓送迎者の雑踏等による事故防止を図った。



第40回国民文化祭及び第25回全国障害者芸術・文化祭御臨席に伴う警衛（9月、長崎）



第44回全国豊かな海づくり大会御臨席に伴う警衛
(11月、三重)

(2) 警護

① 要人警護の強化に係る警察の取組

令和4年7月、奈良県奈良市内において、警護対象者である安倍元首相が街頭演説中に銃撃を受け、殺害されるという重大事件が発生した。警察庁では、警察による警護を実施していたにもかかわらず警護対象者の生命を守ることができなかったことを極めて重く受け止め、同年8月、新たな警護要則を制定し、警護における警察庁の関与を強化することとした。

そのような中、令和5年4月、和歌山県和歌山市内において、演説を予定していた岸田首相（当時）に向けて、警護が実施されている中で爆発物が投てきされ、その後、当該爆発物が爆発する事件が発生し、首相のみならず聴衆を危険にさらすという重大な事態となった。これを受け、警察庁では、事実関係を確認し、その分析・評価を行うとともに、警護に関する課題及びその解決策を検討し、警護対象者及び聴衆の更なる安全確保に向けた取組を推進することとした。

警察では、これらの事件の教訓を踏まえ、以下の取組を推進している。

- 情報の収集及び分析を通じた警護上の危険度評価
- 警護計画の基準の策定及び警護計画案の審査
- 警護の実施に関する警察庁への報告等
- 警護員の増強等の警護体制の強化
- 体系的な教養訓練計画に基づく教養訓練の充実・強化
- 警護の高度化に資する装備資機材の充実
- 警護対象者が参加する行事の主催者等と連携した警護の実施
- 聴衆の安全確保

なお、新たな警護要則の制定から令和8年3月末までに警察庁が審査した警護計画案は約1万3,500件となった。

② 第27回参議院議員通常選挙及び第51回衆議院議員総選挙に伴う警護

令和7年度中には、第27回参議院議員通常選挙（令和7年7月20日施行）及び第51回衆議院議員総選挙（令和8年2月8日施行）が行われた。これらの選挙は、警護の抜本的強化のための取組等を進める中で行われた大規模国政選挙であり、各選挙期間中、石破首相（当時）や高市首相をはじめとする多数の警護対象者が全国で遊説活動を行った。

警察では、これらの選挙に向けて、街頭演説の実施が見込まれる場所について、主催者と事前に調整した上で、警察庁と都道府県警察が合同で現場を実査し、あらかじめ警護計画案を作成する「予備審査」を全国的に推進し、適切な演説場所を選定する取組を進めてきた。また、警護対象者の身の安全を確保する観点から、主催者に対し、講演、演説等の実施場所として適切な場所を選定することを含め、警護対象者に危害を加えようとする者の接近を防止するため、講演、演説等の実施場所に応じた実効的な安全確保措置を講ずるよう、働き掛けを強化してきた。



第51回衆議院議員総選挙に伴う警護（2月、山梨）



主催者による手荷物検査の実施（7月、兵庫）

こうした取組の結果、各選挙期間中、警護対象者が参加する街頭演説や屋内演説会においては、警察と主催者が緊密に連携した上で手荷物検査・金属探知検査を一律に実施するなどの諸対策を講じ、警護対象者と聴衆の安全を確保することができた。

警察では、これらの選挙に伴う警護で得られた教訓も踏まえ、引き続き、主催者との連携を深化させつつ、警護についての国民の理解と協力を得るための取組を進めるとともに、警護の実施状況や情勢の変化を踏まえて、警護の在り方について不断の見直しに努め、警護に万全を期すこととしている。

③ 令和7年の主な警護

令和7年中の首相の主な海外訪問は図表6-4、主な外国要人の来日は図表6-5のとおりである。警察では所要の警護を実施し、要人の身辺の安全を確保した。

図表6-4 首相の主な海外訪問（令和7年）

石破首相（当時）	
1月	マレーシア、インドネシア
2月	米国
4月	ベトナム、フィリピン
6月	カナダ（G7）
9月	韓国
高市首相	
10月	マレーシア（ASEAN）、韓国（APEC）
11月	南アフリカ（G20）

図表6-5 主な外国要人の来日（令和7年）

3月	イタリア共和国大統領、ブラジル連邦共和国大統領
8月	第9回アフリカ開発会議（TICAD9）、韓国大統領
10月	米国大統領
12月	カザフスタン共和国大統領

（3）機動隊の活動

都道府県警察には、集団警備力によって有事即応体制を保持する常設部隊として機動隊が設置されているほか、管区機動隊、第二機動隊等が設置されている。

また、専門的な知見・能力が求められる様々な事案に対応するための専門部隊が設置されており、その能力を生かして第一線で活動している。



機動隊の訓練（警視庁）

図表6-6 機動隊の概要

機動隊	集団警備力によって有事即応体制を保持する常設部隊 【専門部隊】 銃器対策部隊、NBCテロ対応専門部隊、爆発物対応専門部隊、原発特別警備部隊、水難救助部隊、レスキュー部隊 等
管区機動隊	平常時には、地域、刑事、交通等の勤務につきながら、機動隊に準じた形で警備訓練を行い、大規模警備等においては府県を越えて広域運用される部隊
第二機動隊	警察署勤務員等から指定され、機動隊を補完して警備実施に当たる部隊

図表6-7 機動隊の活動

集団警備力の中核としての活動
○ 集団不法事案に対する治安警備 ○ 主要な警衛・警護、災害警備 等
集団警備力の特性を生かした活動
○ 繁華街、歓楽街等における集団警ら ○ 暴力団対策や暴走族の一斉取締り 等
専門部隊による活動
○ 爆発物事件等の現場における危険物の処理 ○ 海や山等での遭難者の捜索及び救助 等

memo

管区機動隊の活動状況

管区機動隊は、大規模地震等が発生した際の災害警備や、天皇皇后両陛下の地方行幸啓に伴う警衛といった、都道府県警察単位では対応が困難な大規模警備において都道府県警察の枠を超えて特別派遣・広域運用されることを念頭に、北海道警察、警視庁及び沖縄県警察を除く府県警察に設置された部隊^(注1)である。

令和7年中は、大阪・関西万博開会式御臨席（4月）、沖縄県・広島県への御訪問（6月）等の行幸啓や愛子内親王殿下の令和6年能登半島地震復興状況等御視察（5月）等のお成りに伴って特別派遣され、御身辺の安全確保と歓送迎者の雑踏等による事故防止に努めたほか、石破首相（当時）の伊勢神宮参拝（1月、三重県）や平和記念式典^(注2)出席（8月、広島県）では、テロ等違法事案の発生が懸念される厳しい警護情勢を踏まえた警戒警備を実施し、不法事案の未然防止に努めた。



鹿児島県警察管区機動隊による災害警備活動（8月、鹿児島）



愛子内親王殿下のお成りに際する岐阜県警察管区機動隊による警戒警備（5月、石川）



石破首相（当時）の平和記念式典出席に際する島根県警察管区機動隊による警戒警備（8月、広島）

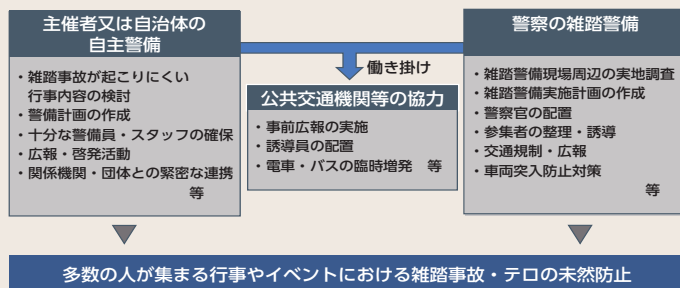
（4）雑踏警備

祭礼・花火大会等の恒例行事や、ハロウィーン等のイベントが開催される場合は、多数の人が集まることにより雑踏事故が発生するおそれがある。

このため、警察では、あらかじめ行事やイベントの主催者に対し、必要な安全対策をとるよう指導しているほか、主催者が存在しない場合においても、行事やイベントにおいて多数の人が集まる場所を管轄する自治体に対して必要な働き掛けを行うなどしている。

また、主催者又は自治体と連携し、公共交通機関等に対し、事前広報の実施や誘導員の配置等について必要な協力を働き掛けるとともに、警察部隊の投入が必要と判断される場合には、所要の体制を確立した上で、主催者又は自治体と連携し、雑踏警備を実施している。

図表6-8 雑踏警備の流れ



プロ野球チーム優勝パレードの際の大阪市における雑踏警備の状況（11月、大阪）（提供：阪神タイガース優勝記念パレード実行委員会）

（5）警察用航空機（ヘリコプター）の活用

警察では、ヘリコプターテレビシステムやホイスト救助装置^(注3)等の様々な資機材が装備された警察用航空機（ヘリコプター）を全国に配備しており、その機動力を生かしたパトロール、被疑者の追跡、重大事件発生時における情報収集等を行っている。また、大規模災害をはじめとする緊急事態等の対処を念頭に、警察用航空機の操縦士を計画的に養成するため、操縦資格の取得のための専門的な教育訓練を実施するなど、警察用航空機の運用能力の更なる向上に向けた取組を推進している。



警察用航空機の夜間飛行訓練

注1：北海道警察には、管区機動隊と同様の性格を持つものとして、北海道警察警備隊が設置されている。

注2：広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式

注3：航空機の機外に装着した電動装置を用いて、ワイヤーで人や物を昇降させるための装備

第2節

外事情勢と諸対策

1 対日有害活動の動向と対策

(1) 中国の動向

① 中国国内の情勢等

令和7年(2025年)3月、第14期全国人民代表大会第3回会議が北京で開催された。同会議では、李強^{りきょう} 国務院総理が、今後の政治や経済の基本方針を示す報告を行い、「外部環境の変化がもたらす不利な影響は強まる一方であり、国内の長年蓄積された深層部の構造的な問題が集中的に顕在化した」などと述べた一方で、「党の人民軍隊に対する絶対的指導を堅持し、政治教育・軍事訓練結合の軍隊整備を持続的に深化させる」との考えを示したほか、同年の国防予算案が1兆7,846億元(前年比7.2%増加)になると発表した。

同年9月に「抗日戦争勝利80周年」を記念して行われた軍事パレードにおいて、習近平国家主席(以下「習主席」という。)は、「世界一流の軍隊の建設を加速し、国家の主権、統一、領土の一体性を断固として守らなければならない」と述べた。また、同パレードにおいて、米国本土を射程に収める新型潜水艦発射型弾道ミサイル「巨浪-3」が初めて公開された。

同年10月には、中国共産党第20期中央委員会第4回全体会議(四中全会)が開催され、令和8年(2026年)からの5年間の経済運営の指針となる「第15次5カ年計画」の基本方針が採択されたほか、発表されたコミュニケにおいて、何衛東前中央軍事委員会副主席らの党籍をはく奪する処分が確認された。



軍事パレードで公開された「巨浪-3」
(ロイター/アフロ)

② 我が国との関係をめぐる動向

平成24年(2012年)9月に日本政府が尖閣諸島の一部の島について所有権を取得して以降、尖閣諸島周辺海域での中国海警局に所属する船舶等の出現が常態化するとともに、これらの船舶が我が国の領海に侵入する事案が度々発生しており、令和7年中においては、357日、延べ1,380隻が、我が国の接続水域に入域した。これらの船舶による尖閣諸島周辺海域における連続航行日数は、令和6年11月から令和7年10月にかけて、過去最長となる335日を記録した。警察では、関係機関と連携しつつ、情勢に応じ、体制を構築して警備に当たるなどして、不測の事態に備えている。

高市首相は、首相に就任した令和7年10月、韓国で習主席と初めての会談を行った。同会談において両首脳は、「戦略的互惠関係」を包括的に推進し、「建設的かつ安定的な関係」を構築するという大きな方向性を確認した。一方で、高市首相は、尖閣諸島を含む東シナ海での中国の海洋進出や我が国周辺での中国軍の活動の活発化について、深刻な懸念を伝えた。

同年11月以降、中国は、国会における議論に対するものを含め、日本に対して一方的な批判や威圧的措置を強めている。こうした中、同月に行われた在大阪中国総領事館総領事によるSNSの投稿について、外務省は、中国側に対し、累次にわたり、強く抗議を行った。

また、同月14日、中国外務省は、「日本は今年に入り、治安が不安定で、中国公民に対する犯罪が多く発生している」などと指摘し、中国国民に対し、日本への渡航を控えるよう注意喚起を行うなどした。これに対し、外務省は、同月21日付けの報道発表において、警察庁の統計に基づき「日本国内における被害者の国籍が中国となっている凶悪な犯罪(殺人、強盗、放火)の認知件数の推移」を公表した上で、「中国政府による発表において、あたかも今年に入って日

本国内における中国国籍者に対する犯罪事件が多発しており、安全に対するリスクが高まっているかのような言及がありますが、そのような指摘は当たりません」などといった内容を発信した。

③ 我が国における諸工作等

中国は、諸外国において活発に情報収集活動を行っている。我が国においても、目的を偽って機微情報を収集したり、先端技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等に対する研究者、技術者、留学生等の派遣、技術移転の働き掛け等を行ったりするなど、巧妙かつ多様な手段で様々な情報収集活動を行っているほか、政財官学等の関係者に対して積極的に働き掛けを行っているものとみられる。

警察では、我が国の国益が損なわれることがないよう、平素から中国による我が国における諸工作の動向を注視し、情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行っている。

(2) ロシアの動向

① ウクライナ侵略をめぐる情勢等

令和7年（2025年）5月、プーチン大統領は、対ドイツ戦争勝利80周年を記念して行われた軍事パレードで、ウクライナ侵略を改めて正当化するとともに、国民に結束を呼び掛けた。ロシアは、同パレードに、中国の習主席をはじめとする20以上の国・地域の首脳を招待しており、欧米諸国による対露制裁が継続する中、友好国との結束を内外に示した。



モスクワで行われた軍事パレードの様子
(ロイター/アフロ)

同年8月、プーチン大統領は、平成27年（2015年）9月以来、10年ぶりに米国を訪問し、トランプ大統領と首脳会談を行ったものの、ロシアとウクライナとの間における停戦の合意には至らなかった。令和7年11月、高市首相は、ウクライナのゼレンスキー大統領と初めての電話による首脳会談を行った。同会談において高市首相は、ウクライナにおける公正かつ永続的な平和の一日も早い実現に向け、今後もウクライナの取組を力強く後押ししていく旨を表明した。

② 我が国における諸工作等

近年においても、世界各地でロシア情報機関の関与が疑われるスパイ事案が摘発されている。我が国においても、ロシアの情報機関員が、大使館員等の身分で入国し、情報収集活動を活発に行っており、警察では、戦後、令和8年3月までに31件の諜報事件を検挙している。

ロシアは、長期化するウクライナ侵略や対露制裁を背景に、今後も我が国において、大使館員等を装った情報機関員による先端技術情報の移転工作等を展開するとみられる。警察では、ロシアの違法な情報収集活動により我が国の国益が損なわれることがないよう、情報収集・分析に努めるとともに、対露制裁措置の実施及び違法行為の取締りの双方の側面から、G7をはじめとする国際社会と緊密に連携して対応することとしている。

CASE

工作機械関連会社の元従業員の男（30歳代）は、同社に在職中の令和6年11月及び令和7年2月、ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部員（当時）（30歳代）と共謀の上、同社の営業秘密である機密情報の内容を同部員に教示し、同社の営業秘密を開示した。令和8年1月、両人を不正競争防止法違反（役員・従業員による営業秘密の開示）等で検挙した（警視庁）。

(3) 北朝鮮の動向

① 軍事動向

キムジョンウン

北朝鮮の金正恩朝鮮労働党総書記兼国務委員長（以下「金正恩総書記」という。）は、令和6年（2024年）12月末に開催された朝鮮労働党中央委員会第8期第11回全員会議拡大会議において、令和7年（2025年）の軍事面の課題として、軍の戦争遂行能力向上や民間防衛部門の戦争準備を指示するとともに、自衛的戦争抑止力の強化を実現するための諸課題を提示した。

また、北朝鮮は、同年1月、「新たな炭素繊維複合材料」を使用した「新型極超音速中長距離弾道ミサイル」の試験発射を行ったほか、同年4月には、新型駆逐艦に搭載した超音速巡航ミサイル等の試験発射を行うなど、多種多様なミサイルの発射を繰り返した。



フルスク州から帰還した兵士と抱き合う
金正恩総書記（朝鮮通信＝時事）

② 対外関係

イジェミョン

令和7年（2025年）6月に就任した韓国の李在明大統領は北朝鮮との関係について、「対話の窓口を開き、協力と交流を通じて朝鮮半島の平和を構築」と述べ、北朝鮮に対する宣伝放送を中止するなど、南北間の緊張緩和に向けた措置を指示した。一方で、金正恩総書記は、同年9月、最高人民会議第14期第13回会議において、「韓国と対座することはなく、何も一緒に行わないであろう」と述べ、韓国との対話に応じない姿勢を示した。

また、北朝鮮は、ロシアによるウクライナ侵略開始以降も一貫してロシアを支持しており、令和6年（2024年）6月には、有事の際の相互援助条項を含む「包括的戦略的パートナーシップ条約」を締結し、幅広い分野における協力関係を強化している。さらに、北朝鮮は、令和7年（2025年）4月、同条約に基づくフルスク州への派兵を公表したほか、金正恩総書記は、同年9月、ロシアのプーチン大統領と首脳会談を行い、ロシアに対する全面的な支持を表明した。

③ 対北朝鮮措置に関係する違法行為の取締り

我が国は、北朝鮮による拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、国連安全保障理事会決議に基づく対北朝鮮措置（武器等の輸出入の禁止、人的往来の禁止等）のほか、我が国としての措置（北朝鮮籍船舶の入港禁止措置、北朝鮮との間の全ての品目の輸出入禁止等）を実施している。警察では、こうした対北朝鮮措置の実効性を確保するため、関係する違法行為に対し、徹底した取締りを行っている。

④ 我が国における諸工作

北朝鮮は、我が国においても、潜伏する工作員等を通じて活発に様々な情報収集活動を行っていると思われる。例えば、北朝鮮と密接な関係を有する朝鮮総聯^{（注1）}の構成員やその関係者が、北朝鮮工作員の密入国や北朝鮮への大量破壊兵器関連物資等の不正輸出、北朝鮮による拉致容疑事案に関与していた事例が確認されている。

朝鮮総聯は、令和7年（2025年）5月、結成70周年を捉え、「在日本朝鮮人総聯合会結成70周年慶祝中央大会」等を開催し、民族教育の権利の擁護や次世代の育成、祖国訪問等と呼び掛ける金正恩総書記の「歴史的な書簡」の内容を伝達するなどして、在日朝鮮人の権利擁護等にまい進していくことを表明した。また、同月、朝鮮総聯は、丁聖漢^{チョンソンハン}北海道本部委員長を団長とする「総聯結成70周年在日朝鮮人感謝団」を北朝鮮に派遣し、同感謝団は平壤で開催された朝鮮総聯結成70周年記念中央報告会に参加したほか、崔竜海^{チュリョンヘ}最高人民会議常任委員長と会見した。

また、多国間制裁監視チーム（MSMT^{（注2）}）は、北朝鮮が、令和6年（2024年）1月から令和7年（2025年）9月にかけて、少なくとも8か国（中国、ロシア、ラオス、カンボジア、赤道ギニア、ギニア、ナイジェリア及びタンザニア）にIT労働者を派遣し、令和6年（2024

注1：正式名称を在日本朝鮮人総聯合会という。

注2：Multilateral Sanctions Monitoring Teamの略。令和6年（2024年）4月に、国際連合安全保障理事会北朝鮮制裁委員会専門家パネルが活動を終了したことを受け、同年10月に設立された。

年)にはIT労働者を通じて約3億5,000万米ドルから8億米ドルを獲得した可能性が高いと指摘している。我が国においても、北朝鮮IT労働者が日本人になりすまして、日本企業等が提供する業務の受発注のためのオンラインプラットフォームを利用して業務を受注するなどし、収入を得ていた事例が確認されている。また、北朝鮮IT労働者が情報窃取等の北朝鮮による悪意あるサイバー活動に関与している可能性も指摘されており、その脅威は一層高まっている。こうした情勢を受け、令和7年8月には、警察庁、外務省、財務省及び経済産業省が共同で令和6年に発表した「北朝鮮IT労働者に関する企業等に対する注意喚起」を更新し、日本国内の企業・団体に対して、こうした労働者の具体的な手口を示すなどするとともに、米国及び韓国と共に、「北朝鮮IT労働者に関する共同声明」を発表した。

警察では、北朝鮮による我が国における諸工作に関する情報の収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行っている。

CASE

会員の男(32)らは、令和2年9月から同年10月にかけて、北朝鮮IT労働者とみられる者に自身の運転免許証の画像を提供し、クラウドソーシング会社が提供するウェブサイトにおける不正なアカウント登録を幫助していたことから、令和7年4月、同男ら2人を私電磁的記録不正作出・同供用罪の幫助で検挙した。北朝鮮IT労働者とみられる者は、不正に登録したアカウントを用いて当該ウェブサイト上で業務を受注し、同男らの口座を介してその報酬を指定した海外の口座に送金させていた(警視庁)。

(4) 外国による偽情報等の脅威と対策

① 外国による偽情報等の脅威

近年、国際社会においては、他国の世論や意思決定に影響を及ぼし、自国にとって好ましい情報環境を醸成するため、様々な形で偽情報の拡散を含む影響工作が展開されている。偽情報等の拡散は、我が国にとっても、安全保障上の脅威であり、選挙の公正や自由な報道といった民主主義の根幹を脅かすのみならず、我が国の治安にも悪影響をもたらし得るものである。

令和7年(2025年)9月、英国放送協会(BBC)は、同月にモルドバで行われる議会選挙に際し、ロシアから資金を提供されたネットワークが、親EUの与党を弱体化させる偽情報や親ロシアのプロパガンダを発信した者に報酬を支払うと約束し、選挙を妨害しようとしていると報じた。

我が国においては、第27回参議院議員通常選挙に際し、外国政府の関与の有無は必ずしも判然としないものの、誤った又は不正確な情報を投稿・拡散する複数のSNSアカウントがプラットフォーム事業者によって凍結されたことや、外国による偽・誤情報の拡散への懸念が高まっていることなどが報じられた。

また、第51回衆議院議員総選挙に際しては、SNS上で3,000件規模のアカウント群が協調的に日本政府の政策等を批判する内容を投稿・拡散していたことなどが報じられたほか、政府において、外国のものと疑われる不審アカウントが同選挙に関する内容を投稿している事例を一定数把握し、プラットフォーム事業者に情報提供するなどの対応をとった。

② 外国による偽情報等の脅威への対策

我が国では、生成AI技術の進展等に伴い、これを悪用した外国による偽情報拡散を含む影響工作の脅威が増大していくことが懸念されるなど、対策の強化が必要であるとの認識から、令和7年9月、政府における対応体制を強化し、内閣官房副長官の調整の下で、関係機関が緊密に連携して、一体的に取組を推進していくこととされた。警察においても、引き続き関係機関と連携し、情報の収集・分析に努めるなど、外国による偽情報等の拡散に対し、適切に対処していくこととしている。

2 経済安全保障等に関する取組

(1) 経済安全保障をめぐる情勢

近年、国際情勢の複雑化、AI、量子技術等の革新的技術の出現、宇宙・サイバー・電磁波といった安全保障における新たな領域の誕生等により、安全保障の裾野が経済・技術分野に拡大している。

我が国には、規模の大小を問わず、様々な産業分野において、先端技術に関する情報を保有する企業が多数存在しており、これらの企業が保有する技術情報等の中には、軍事用途に転用可能なものもある。こうした技術情報等が国外に流出した場合、企業や研究機関の国際競争力が低下するだけでなく、我が国の安全保障上重大な影響が生じかねない。我が国においては、「国家安全保障戦略」において、我が国が優先する戦略的アプローチとして「自主的な経済的繁栄を実現するための経済安全保障政策の促進」が掲げられるなど、経済構造の自律性の確保や技術の優位性、不可欠性の獲得等のための取組が進められている。

こうした中で、安全保障の確保に関する経済施策として所要の制度を創設することを内容とする経済安全保障推進法の全ての規定が、令和6年5月までに施行された。

また、「重要経済安保情報」の指定やその取扱者の制限、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供等について所要の制度（いわゆる経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度）を整備することなどを内容とする重要経済安保情報保護活用法の全ての規定が令和7年5月までに施行された。

(2) 技術情報等の流出防止に向けた取組

警察庁では、令和4年に設置された経済安全保障室を中心に、技術情報等の流出の未然防止のための取組を都道府県警察と連携して推進している。

① 取締り

警察では、安全保障貿易管理の実効性を確保する取組の一環として、国内外の関係機関と緊密に連携を図りつつ、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出対策を推進している。また、「拡散に対する安全保障構想（P S I^(注)）」に平成15年（2003年）の発足当初から参画するなど、国際的な取組にも積極的に参加している。

これらに加え、経済安全保障の観点から、広く先端技術に関する情報の流出に対応すべく、産業スパイ事案やサイバー事案の実態解明と取締りを強化している。

② アウトリーチ活動

様々な経済活動を通じた技術情報等の国外流出を未然に防止するためには、技術情報等を取り扱う企業等による自主的な対策が不可欠である。警察では、技術情報等の獲得に向けた外国からの働き掛けの実態を捜査等を通じて把握した上で、技術情報等を取り扱う企業や研究機関に対してその手口や有効な対策についての情報提供を行う「アウトリーチ活動」の強化を通じ、企業等による対策の実施を支援している。

注：Proliferation Security Initiative（拡散に対する安全保障構想）の略。国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器関連物資等の拡散を阻止するために、国際法及び各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとり得る移転及び輸送の阻止のための措置を検討・実践する取組のことで、116か国（令和7年3月現在）がP S Iの基本原則や目的に対する支持を表明している。

警察によるアウトリーチ活動は、地域住民の生活に密着して犯罪の予防等に当たる我が国の警察の特性をいかして行っている。また、都道府県警察では、経済産業省、経済団体等と連携し、これらの関係機関・団体が所管している安全保障貿易管理に関する制度や、現に講じられている営業秘密の流出防止対策等についての情報提供を行っているほか、地方自治体や産業界等と連携し、技術情報等の流出やそのおそれのある事案の発生を想定した対処訓練を行うなどの取組を進めている。こうした都道府県警察の取組に加え、警察庁では、大企業や経済団体等へのアウトリーチ活動を行い、国レベルでの官民協力を推進している。

警察庁では、技術情報等の流出防止対策を呼び掛けるパンフレットや動画の制作を行っているところ、同パンフレットでは、技術情報等の獲得に向けた外国からの働き掛けに対する有効な対策として、「See（相手・書類をよく見る）」、「Stop（立ち止まってリスクを把握する）」、「Share（共有する・相談する）」ことを「企業やアカデミアに守ってほしい3つのS」として紹介している。警察庁では、企業等における社内研修等での活用も念頭に、警察庁ウェブサイト^{（注1）}において、これらのパンフレットや動画を公開している。

③ 海外関係機関との連携

令和5年8月、日米韓首脳会合の共同声明において、米国の創造的技術攻撃部隊（DTSF^{（注2）}）並びに日本及び韓国のカウンターパートとの間で情報共有や連携強化を進めることが合意された。これを受け、令和6年4月、「第1回日米韓輸出管理執行機関間会合」が開催され、日本からは経済産業省、警察庁及び財務省が参加した。同会合では、日米韓関係当局間において、不正な技術移転への対処が国家及び経済安全保障上の重要な課題であるという認識を共有し、3か国の執行機関間における情報共有及び更なる連携強化について合意した。

こうした枠組みを含め、警察庁では、海外関係機関とも連携しつつ、経済安全保障の確保のための取組を行っている。



官民連携ネットワーク総会（愛知）



パンフレット「技術流出の防止に向けて」

注1：警察庁特設ページ「技術流出の防止に向けて」

<https://www.npa.go.jp/bureau/security/economic-security/index.html>

注2：Disruptive Technology Strike Forceの略。令和5年（2023年）2月、米国の司法省国家安全保障部及び商務省産業安全保障局のリーダーシップの下、連邦捜査局及び国土安全保障省並びに12の大都市圏の14の連邦検事事務所が参加して発足した部隊であり、違法行為者の特定、サプライチェーンの強化及び外国勢力による重要技術資産の獲得又は利用を防ぐための省庁横断的な取組である。



3 緻密かつ適正な捜査の徹底

(1) 国家賠償請求訴訟判決を受けた検証等

平成29年から令和2年にかけて警視庁公安部外事第一課が外為法に違反するとして捜査した事案に関する国家賠償請求訴訟において、令和7年5月28日に東京高等裁判所の判決が下され、上告期限である同年6月11日の経過をもって、同判決が確定した。

同判決では、警視庁が、噴霧乾燥器の製造・販売会社の代表取締役、取締役及び顧問の3人の方々を外為法違反で逮捕したことについて、合理的根拠が客観的に欠如していることが明らかであり、国家賠償法上違法であるなどと判示された。

控訴審判決を受け、警視庁においては、東京都公安委員会の指導の下、同日付けで検証チームを設置し、本件における警察捜査の問題点を検証するとともに、再発防止策を取りまとめ、警察庁においても、国家公安委員会の指導の下、警察庁警備局外事情報部外事課（以下「警察庁外事課」という。）における対応の反省事項を明らかにし、警察庁としての再発防止策を取りまとめ、緻密かつ適正な捜査を徹底するための取組を強力に推進することとした。

(2) 警察捜査の問題点及び警察庁外事課における対応の反省事項

警視庁による本件捜査については、法令解釈に対し、協議を行っていた経済産業省が疑問点を示していたにもかかわらずその合理性を再考することなく捜査を進めたこと、消極要素の精査の不徹底、取調べ官に対する指導の不徹底、不十分な捜査班運営、幹部への報告の形骸化と実質的な捜査指揮の不存在等の多くの問題点があったと認められた。

また、警察庁外事課の対応については、外為法上の法令解釈について全国的かつ統一的な基準を明確にするなどの観点から、経済産業省との協議に主体的に関与すべきであったことや、警視庁からの報告に関し、明示的に詳細を確認したり、消極要素の慎重な検討を促したりするなど、緻密かつ適正な捜査の観点からの指導助言をすることが望ましかったという反省事項が認められた。

(3) 緻密かつ適正な捜査を徹底するための取組の推進

① 公安・外事部門における緻密かつ適正な捜査を徹底するための体制の整備等

ア 警察本部長等の実質的指揮による組織的捜査の徹底

公安・外事部門が取り扱う事件のうち、警察本部長^(注1)指揮事件として指定することが見込まれる重要事件については、捜査の初期段階からその後の重要な節目ごとに警察本部長^(注1)、警備部長^(注2)、警察本部警備部^(注3)の庶務担当課長、事件主管課長、捜査主任官等が参加する本部長捜査会議を開催するなど、実質的な捜査指揮を徹底し、緻密かつ適正な捜査を推進する取組を行っている。

イ 捜査に関する相談・意見等の受付とそれらの捜査指揮への反映

より良い捜査指揮に資するための意思疎通の円滑化を図るため、都道府県警察の捜査を担当する公安・外事部門の庶務担当課等に、警察本部長等が直接指揮すべき事件の捜査に関する部内の相談・意見等を受け付ける体制を整備し、現場捜査員からの「生の声」を幅広く吸い上げることに努めている。

注1：警視庁にあっては公安部長

2：警視庁を除く。

3：警視庁にあっては公安部

ウ 都道府県警察に対する指導の強化

令和7年10月1日に警察庁警備局警備企画課に新設された適正捜査指導室を中心として、各都道府県警察の警備事件指導官と連携し、証拠の十分な収集と吟味、裏付け捜査の徹底、消極証拠の精査、捜査書類等の適正な管理、取調べにおける基本の遵守、公判審理を念頭に置いた的確な捜査指揮等、緻密かつ適正な捜査の徹底に係る都道府県警察に対する指導を強化している。

エ 都道府県警察公安・外事部門への多様な知見・人材の取り入れ

公安・外事部門においては、情報の保全、捜査の秘匿性の確保を徹底する必要があることなどを背景に、部門、係等の垣根を越えた知見やノウハウの共有が行われにくい傾向があることを踏まえ、警備部門と他部門との間で人事交流を推進するなど、部内外の多様な知見等を積極的に取り入れることにより、捜査実務能力を向上させるとともに、適正捜査を確保する取組を推進している。

② 大量破壊兵器関連物資等に係る不正輸出事件捜査の在り方の見直し

ア 経済産業省との緊密な連絡・調整

大量破壊兵器関連物資等に係る不正輸出については、規制対象貨物等の該非判定^(注)に専門的知識が求められる場合も多く、国民の予測可能性にも配慮することが重要である。このため、外為法を所管する経済産業省との役割分担を明確化するとともに、都道府県警察が、大量破壊兵器関連物資等に関する不正輸出が疑われる事案について情報を入手した場合には、速やかに同省に通知し、原則として同省としての対応を要請するとともに、捜査を行う場合には、同省に必要な事項を確認することとしている。

また、都道府県警察が経済産業省と協議を行うに当たっては、警察庁外事課の担当者が協議に参画し、必要な調整を行うこととしている。

イ 不正輸出事件捜査における評価の在り方の見直し

大量破壊兵器関連物資等に係る不正輸出対策は、規制対象貨物等の不正輸出を未然に防止することが非常に重要であることから、その評価においては、事件検挙に至ったかどうかにとらわれることなく、経済産業省との連携等によって、未然防止に係る成果が認められた都道府県警察についても、積極的に評価することとしている。

ウ 取調べの録音・録画

大量破壊兵器関連物資等に係る不正輸出事件捜査については、他の事件捜査と比較して、供述内容が高度に専門的・技術的な事項にわたるため、規制要件への該当性に関する認識の有無、ひいてはこれに係る供述調書の正確性等が争点となりやすい。このため、当該捜査に当たっては、被疑者が逮捕又は勾留されているかどうかにかかわらず、原則として被疑者の取調べの録音・録画を実施することとしている。

CASE

令和7年9月から同年10月にかけて、長崎県警察では、離島に置かれるものを含む県下全ての警察署の警備部門に対し、警察本部の外事課員による適正捜査についての教育・訓練を実施したほか、不正輸出事件捜査における取調べの録音・録画の適正な実施のための訓練を行った。

注：輸出しようとする貨物や提供しようとする技術が、外為法におけるリスト規制に該当するかどうかを判定する手続。該非判定の結果、貨物や技術がリスト規制に該当した場合は、原則として経済産業大臣の許可が必要となる。

1 国際テロ情勢

(1) I S I L^(注1)・A Q^(注2)等の動向

I S I Lは、従前から、「対I S I L有志連合」に参加する欧米諸国等に対するテロの実行を促しており、最近では、令和5年（2023年）10月に発生したハマス等のパレスチナ武装勢力によるイスラエルへのテロ攻撃及びその後の武力衝突を受け、欧米権益等に対するテロの実行を繰り返し訴えているほか、令和6年（2024年）1月には、I S I Lの広報官が独自メディアを通じて声明を発出し、民間人と軍人を区別することなく、ぜい弱な標的に狙いを定め、爆発物や銃器、刃物、車両等を使用した攻撃を世界各地で実行するよう呼び掛けた。このような情勢の中で、同年3月、ロシア・モスクワにおいてコンサート会場に対する襲撃テロ事件が発生し、少なくとも144人が死亡し、551人が負傷したと報じられており、I S I Lが犯行声明を発出している。

また、シリアでは、同年12月に反政府勢力がアサド政権を打倒し、H T S^(注3)の指導者を大統領とする暫定政府が樹立された。しかし、同国の不安定な治安情勢に乗じてI S I Lがテロ活動を継続しているほか、反政府勢力に関与していたと推定される5,000人以上の外国人戦闘員^(注4)の中には、暫定政府に不満を抱き、中央アジア等の母国への帰国又はその周辺の国への入国を試みている者が存在し、それらの国々における安全保障上の脅威となり得ると指摘されている。

A Q及びその関連組織については、令和4年（2022年）7月、米国の作戦により、A Qの指導者アイマン・アル・ザワヒリが殺害されたものの、A Q関連組織は中東やアフリカにおいておおむね自律的に活動しており、現地の政府機関等を狙ったテロを継続している。

さらに、欧米等では、計画段階で阻止されたものも含め、I S I LやA Qといったイスラム過激派によるインターネット上のプロパガンダに影響されて過激化したとみられる者によるテロ事件が確認されている。令和7年（2025年）12月には、豪州・シドニーのボンダイビーチにおいて、I S I Lに触発されたとみられる者が銃を乱射する事件が発生し、被疑者1人を含む16人が死亡、40人以上が負傷した。



豪州・シドニーにおける銃撃テロ事件の現場（共同通信）

加えて、人種・民族的な動機に基づく暴力的過激主義（R E M V E^(注5)）がインターネットを介して国境を越えて拡散することで、テロ等重大事件に発展することへの懸念が、欧米を中心に近年高まりを見せている。例えば、令和7年（2025年）5月に発生した、米国・ワシントンD. C. の首都ユダヤ博物館付近においてイスラエル大使館員2人が銃撃を受けて死亡した事件は、反ユダヤ主義に基づき過激主義者が引き起こした事件であるとみられている。

これらの事情に鑑みれば、国際テロ情勢は依然として厳しい状況にあるといえる。

注1：Islamic State in Iraq and the Levantの頭文字。いわゆる「イスラム国」

2：Al-Qaeda（アル・カーイダ）の略

3：Hayat Tahrir al Sham（ハイアト・タハリール・アル・シャーム）の略

4：テロ行為を準備・計画・実行することやそのための訓練を受けることなどを目的として、居住国又は国籍国以外の国や地域に渡航する者

5：Racially or Ethnically Motivated Violent Extremismの略

(2) 我が国を標的とする国際テロの脅威

平成25年（2013年）1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件、平成31年（2019年）4月のスリランカにおける連続爆破テロ事件等、邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案等が現実には発生していることから、今後も邦人がテロや誘拐の被害に遭うことが懸念される。

ISILは、機関誌「アル・ナバア」を通じ、欧米権益等に対するテロの実行を呼び掛けるプロパガンダを継続している。

また、アフガニスタンを拠点とするISIL-K^(注1)の関連メディアにおいて、タリバーンに協力的な国家を批判する意図で、米国や英国等の国旗と共に我が国の国旗が掲載されるなど、我が国に言及する状況が確認されている。

AQについても、米国とその同盟国をテロの標的とするよう呼び掛けているほか、米国で拘束中のAQ幹部は、我が国に所在する米国大使館を破壊する計画等に関与していたと供述している。

こうした動向や供述は、米軍基地等の欧米権益が多数存在する我が国に対するISILやAQといったイスラム過激派組織によるテロの脅威の一端を明らかにしたものといえる。これらの事情に鑑みれば、我が国に対するテロの脅威は継続しているといえる。



ISIL-Kの関連メディアである「ホラサンの声 (Voice of Khorasan)」

(3) 日本赤軍と「よど号」グループ

① 日本赤軍

日本赤軍は、平成13年4月、最高幹部・重信房子が日本赤軍の「解散」を宣言し、後に組織も「解散」を表明した。しかし、いまだに過去に引き起こしたテロ事件を称賛していること、現在も7人の構成員が逃亡中であることなどから、「解散」はテロ組織としての本質の隠蔽を狙った形だけのものに過ぎず、テロ組織としての危険性がなくなったとみることはできない。

警察では、国内外の関係機関と連携を強化し、逃亡中の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組を推進している。

② 「よど号」グループ

昭和45年（1970年）3月、共産主義者同盟赤軍派の田宮高麿ら9人が、東京発福岡行き日本航空351便、通称「よど号」をハイジャックし、北朝鮮に入境した。現在、北朝鮮には、ハイジャックに関与した被疑者5人及びその妻3人がとどまっているとみられており^(注2)、このうち3人については、日本人を拉致した容疑で逮捕状の発付を得ている。

警察では、「よど号」犯人らを国際手配し、外務省を通じて北朝鮮に対して身柄の引渡し要求を行うとともに、「よど号」グループの活動実態の全容解明に努めている。



注1：Islamic State in Iraq and the Levant-Khorasan（イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン）の略

注2：ハイジャックに関与した被疑者1人及びその妻1人は死亡したとされているが、真偽は確認できていない。

(4) 北朝鮮

① 北朝鮮による拉致容疑事案等

ア 拉致容疑事案等に関する現在の取組

警察では、令和7年末現在、日本人が被害者である拉致容疑事案12件（被害者17人）及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件（被害者2人）の合計13件（被害者19人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断するとともに、拉致に関与したとして北朝鮮工作員等10人について逮捕状の発付を得て国際手配を行っている。

また、拉致容疑事案以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案^(注)について、関係機関との連携を図りつつ、全国警察において徹底した捜査・調査を進めており、同事案の真相を解明するために警察庁に設置されている特別指導班が、都道府県警察の巡回・招致を通じ、捜査・調査を担当する職員に対する具体的な指導、実地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行っている。

さらに、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が提供されるなどした場合において本人確認に活用するなどの観点から、御家族の意向等を勘案しつつ、DNA型鑑定資料の採取を積極的に実施しているほか、広く国民から情報提供を求めるため、御家族の同意を得られたものについては、事案の概要等を各都道府県警察及び警察庁のウェブサイトに掲載している。

イ 拉致容疑事案等をめぐる動向

我が国では、拉致問題の解決は最重要課題であるとして、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するため、政府一体となった取組を進めている。また、拉致問題の解決には、その重要性について各国の支持と協力を得ることが不可欠であるため、各種国際会議をはじめ、あらゆる外交上の機会を捉え、拉致問題を提起している。

高市首相は、令和7年（2025年）10月、米国のトランプ大統領と対面で初めてとなる日米首脳会談を行い、拉致問題の即時解決について引き続きの理解と協力を求め、トランプ大統領から全面的な支持を得た。

また、同月、マレーシア・クアラルンプールで開催された第28回日ASEAN首脳会議においても、各国首脳に対し、拉致問題の即時解決が急務であると呼び掛けるとともに、引き続きの理解と協力を求めた。

ウ 今後の取組

北朝鮮による拉致容疑事案は、我が国の主権を侵害し、国民の生命・身体に危険を及ぼす治安上極めて重大な問題である。

警察では、被害者や御家族のお気持ちを十分に受け止め、全ての拉致容疑事案等の全容解明に向けて、関係機関と緊密に連携を図りつつ、関連情報の収集、捜査・調査に全力を挙げることとしている。

② 北朝鮮による主なテロ事件

北朝鮮は、朝鮮戦争以降、南北軍事境界線を挟んで韓国と軍事的に対峙^じしており、これまで、韓国に対するテロ活動の一環として、工作員等によるテロ事件を世界各地で引き起こしている。例えば、昭和62年（1987年）に発生した大韓航空機爆破事件は、日本人を装った工作員により実行されたものであった。

注：警察が把握している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方は、令和7年度末現在、870人である。

図表6-9 日本人が被害者である拉致容疑事案（12件17人）

	発生時期	発生場所	被害者（年齢は当時）	事案（事件）名
1	昭和52年9月	石川県鳳至郡 (現 鳳珠郡)	久米裕さん（52）	宇出津事件
2	昭和52年10月	鳥取県米子市	松本京子さん（29）	女性拉致容疑事案
3	昭和52年11月	新潟県新潟市	横田めぐみさん（13）	少女拉致容疑事案
4	昭和53年6月頃	兵庫県神戸市	田中実さん（28）	元飲食店店員拉致容疑事案
5	昭和53年6月頃	不明	田口八重子さん（22）	李恩恵拉致容疑事案
6	昭和53年7月	福井県小浜市	地村保志さん（23） 地村（旧姓：濱本）富貴恵さん（23）	アベック拉致容疑事案（福井） ^(注1)
7	昭和53年7月	新潟県柏崎市	蓮池薫さん（20） 蓮池（旧姓：奥土）祐木子さん（22）	アベック拉致容疑事案（新潟） ^(注2)
8	昭和53年8月	鹿児島県日置郡 (現 日置市)	市川修一さん（23） 増元るみ子さん（24）	アベック拉致容疑事案（鹿児島）
9	昭和53年8月	新潟県佐渡郡 (現 佐渡市)	曽我ひとみさん（19） 曽我ミヨシさん（46）	母娘拉致容疑事案 ^(注3)
10	昭和55年5月頃	欧州	石岡亨さん（22） 松木薫さん（26）	欧州における日本人男性拉致容疑事案
11	昭和55年6月	宮崎県宮崎市	原教晃さん（43）	辛光洙事件
12	昭和58年7月頃	欧州	有本恵子さん（23）	欧州における日本人女性拉致容疑事案

注1～3：このうち、地村保志さん、地村（旧姓：濱本）富貴恵さん、蓮池薫さん、蓮池（旧姓：奥土）祐木子さん及び曽我ひとみさんの5人が、平成14年10月、24年ぶりに帰国した。

図表6-10 日本人以外が被害者である拉致容疑事案（1件2人）

発生時期	発生場所	被害者（年齢は当時）	事案（事件）名
昭和49年6月	福井県小浜市	高敬美さん（7） 高剛さん（3）	姉弟拉致容疑事案

図表6-11 国際手配被疑者（拉致容疑事案関係）

事案 (事件) 名	姉弟拉致容疑事案	宇出津事件	アベック拉致容疑事案 (福井)	アベック拉致容疑事案 (新潟)		
被 疑 者	ホン・スヘ 洪寿恵こと木下陽子	キム・セホ 金世鎬	辛光洙	通称 チェ・スンチョル	通称 ハン・クムニョン	通称 キム・ナムジン
						
国際手配 年月	平成 19 年 4 月	平成 15 年 1 月	平成 18 年 3 月	平成 18 年 3 月	平成 19 年 2 月	平成 19 年 2 月

事案 (事件) 名	母娘拉致容疑事案	欧州における日本人男性拉致容疑事案		辛光洙事件	欧州における日本人 女性拉致容疑事案
被 疑 者	通称 キム・ミョンスク	モリ・ジュン 森順子	ワカバヤシ・サキ 若林(旧姓：黒田)佐喜子	辛光洙	魚本 (旧姓：安部) 公博
					
国際手配 年月	平成 18 年 11 月	平成 19 年 7 月	平成 19 年 7 月	平成 18 年 4 月	平成 14 年 10 月

2 国際テロ対策

我が国に対するテロの脅威が継続している中、警察庁では、平成27年2月、改めて我が国に対するテロの未然防止及びテロへの対処体制の強化に取り組むための諸対策の検討・推進をすることを任務とする「警察庁国際テロ対策推進本部」を設置し、同年6月、推進していくべき施策を「警察庁国際テロ対策強化要綱」として取りまとめて決定・公表をした。

警察では、同要綱等に基づき、情報収集・分析、水際対策、警戒警備、事態対処、官民連携といったテロ対策を強力に推進している。

(1) テロの未然防止のための具体策

① 官民一体となったテロ対策の推進

テロを未然に防止するためには、警察による取組のみでは十分ではなく、関係機関、民間事業者、地域住民等と緊密に連携してテロ対策を推進することが望まれる。このため、警察では、様々な形でテロ対策のための官民連携を推進している。

例えば、平成31年3月までに、全都道府県警察において、都道府県等の関係機関や、電力、ガス、情報通信、鉄道等の重要インフラに関わる事業者、大規模集客施設を営む事業者等の参加を得て、テロ対策のための官

民連携ネットワークを設置している。諸外国において不特定多数の者が集まる大規模集客施設や公共交通機関等がテロの標的とされる中、警察では、同ネットワークの枠組みも活用し、外国で発生しているテロ等に関する情報やテロ対策上の着眼点等について共有するとともに、事業者によるテロ対策に関するマニュアルの作成・配付を行うなど、事業者が講じるテロ対策の支援を図っている。

また、不特定多数の者が集まるイベントや施設等において、制服を着用した警察官による巡回の実施やパトカーの活用等による「見せる警戒」を実施するとともに、大型商業施設、公共交通機関等において施設管理者と連携し、テロの未然防止に向けた合同訓練を実施するなど、管理者対策を推進し、テロへの警戒を強化している。

このほか、旅館、インターネットカフェ、レンタカー、賃貸マンション、住宅宿泊事業等の事業を営む者に対しても、顧客に対する本人確認の徹底等の働き掛けを行い、テロリストによる悪用の防止を図っている。

図表6-12 官民一体となったテロ対策の概要



公共交通機関における警戒

② 核物質、特定病原体等の防護対策の強化

NBCテロ^(注1)の発生を未然に防止するため、警察では、核物質や特定病原体等を取り扱う事業所等に警察職員が定期的に立入検査を行うなどして、事業者の講じる防護措置や盗難防止措置が適正なものとなるよう指導している。

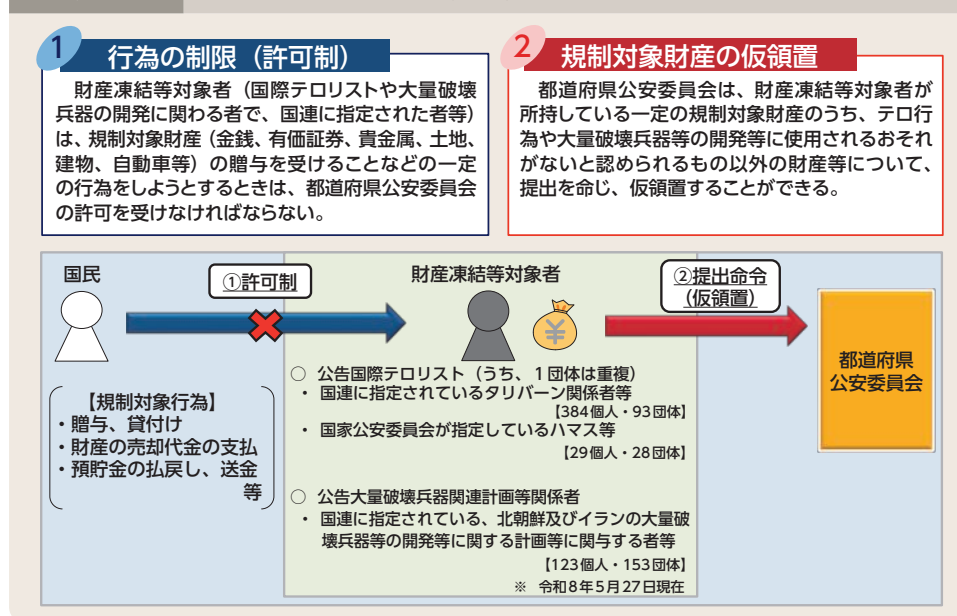
③ 国際協力の推進

国際テロ対策を推進するためには、我が国一国のみの努力では限界があり、世界各国との連携・協力が必要不可欠であることから、警察庁では、諸対策に関する国際会議等に積極的に参加し、テロ関連情報の収集・分析能力の強化及び外国治安情報機関との関係強化に努めている。

④ テロ資金対策

大規模なテロの実行やテロ組織の維持・運営には、そのための資金が必要であることから、テロを未然に防止するためには、テロリストの資金源を絶つことが重要である。我が国では、テロ資金提供処罰法に基づき、テロリストに対するテロ資金の提供等を規制しており、また、犯罪収益移転防止法に基づき、顧客等の取引時確認、疑わしい取引の届出等を特定事業者に対し求めている。さらに、外為法及び国際テロリスト等財産凍結法^(注2)に基づき、令和8年5月27日時点で、413個人121団体の国際テロリスト及び123個人153団体の大量破壊兵器関連計画等関係者^(注3)を財産の凍結等の措置をとるべき者としてそれぞれ公告している。

図表6-13 国際テロリスト等財産凍結法の概要



注1：N（Nuclear：核）B（Biological：生物）C（Chemical：化学）物質を使用したテロの総称

2：令和5年6月に施行された国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律により、大量破壊兵器関連計画等関係者が、新たに財産の凍結等の措置の対象とされた。

3：特定の国又は地域による大量破壊兵器等の開発等に関する計画等に関与し、又は当該計画等の支援等を行う者

(2) テロ対処体制の強化

① テロ対処部隊

ア 特殊部隊（SAT^{（注）}）

特殊部隊（SAT）は、北海道、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡及び沖縄の8都道府県警察に設置されている。全国で約300人の体制で、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、特殊閃光弾、ヘリコプター等が配備されており、ハイジャック、重要施設占拠等の重大テロ事件その他銃器等使用の重大突発事案に出動し、被害者や関係者の安全を確保しつつ、被疑者を制圧・検挙することを任務としている。

イ 銃器対策部隊

銃器対策部隊は、各都道府県警察の機動隊等に設置されている。全国で約2,100人の体制で、サブマシンガン、ライフル銃、防弾衣、防弾帽、防弾盾等が配備されており、銃器等使用事案への対処を主たる任務とし、重大突発事案が発生した場合に、SATが到着するまでの第一次的な対処に当たるとともに、SATの到着後は、その支援に当たることとなる。

ウ NBCテロ対応専門部隊等

NBCテロ対応専門部隊は、北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、広島及び福岡の9都道府県警察の機動隊等に設置されており、全国で約200人の体制で、NBCテロ対策車、化学防護服、生物・化学剤検知器、放射線測定器等の高度な装備資機材が配備されている。また、その他の府県警察の機動隊等には、全国で約400人の体制で、NBCテロ対策部隊が設置されている。これらの部隊は、NBCテロ事案が発生した場合に迅速に出動して、初動措置に当たることが任務としている。

エ 爆発物対応専門部隊等

爆発物対応専門部隊又は爆発物対策部隊は、各都道府県警察の機動隊等に設置されている。全国で約800人の体制で、X線透視装置、爆発物収納筒、防護服、防爆盾、遠隔操作式爆発物処理用具等が配備されており、爆発物使用事案が発生した場合に迅速かつ的確に爆発物の現場処理に当たり、爆発による被害の発生を防止するとともに、証拠を保全することを任務としている。

② スカイ・マーシャルの運用

航空機のハイジャックを未然に防止し、また、ハイジャックが発生した際に航空機内での犯人の制圧・検挙を可能とするため、警察では、国土交通省や航空会社等と緊密に連携して、警察官が航空機に警乗するスカイ・マーシャルを運用している。



SATの訓練



銃器対策部隊の訓練



NBCテロ対応専門部隊の訓練



爆発物対応専門部隊の訓練

注：Special Assault Teamの略

③ 職員の現地派遣

警察では、邦人や我が国の関連施設等の権益に関係する重大テロが国外で発生した場合には、情報収集や現地治安機関に対する捜査支援等のため、職員を現地に派遣することとしている。

④ 共同訓練の推進

警察では、平素から防衛省・自衛隊と緊密な情報交換を行っているほか、武装工作員等による不法行為が発生したという想定の下、自衛隊との共同訓練を実施しており、令和7年中は、実動訓練を32回、図上訓練を8回実施した。また、内閣官房や都道府県が主催する国民保護法に基づく関係機関との共同訓練に参加し、テロ等に対する対処能力の向上や関係機関との連携強化を図った。



自衛隊との共同実動訓練



国民保護共同実動訓練

(3) 原子力関連施設におけるテロ対策

① テロ関連情報の収集・分析等

警察では、原子力関連施設に対するテロを未然に防止するため、外国治安情報機関との緊密な情報交換、関係機関等との連携による水際対策、不審な人物や組織に関する情報の収集・分析等を実施している。

② 原子力関連施設における警戒警備

原子力関連施設に対する銃器を使用したテロ事案、爆発物使用事案、NBCテロ事案等への対処を行うため、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、耐爆・耐弾仕様の車両、爆発物処理用具、防護服、小型無人機対処資機材等を装備した原発特別警備部隊が、24時間体制で原子力関連施設の警戒警備に当たっている。

③ 関係機関等との連携

警察では、平成23年11月に国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において決定された「原子力発電所等に対するテロの未然防止対策の強化について」を踏まえ、海上保安庁との合同訓練を定期的に実施しているほか、一般の警察力だけでは対応することができないと認められる事案が発生した場合を想定し、原子力発電所の敷地を利用した自衛隊との共同実動訓練を実施している。

令和4年12月、警察、海上保安庁、防衛省・自衛隊、原子力規制庁、原子力事業者等で構成される原子力発電所等警備連絡会議を設置し、関係機関等の連携を一層強化している。

④ 警察庁職員による立入検査

原子力事業者との間では、警察庁職員が事業所等に定期的に立入検査を行うとともに、治安当局の立場から自主警戒に関する指導を行うことなどにより、事業者による防護措置が実効あるものとなるよう努めている。



原子力関連施設の警戒

第4節

公安情勢と諸対策

1 ローン・オフエンダー等の脅威と対策

(1) ローン・オフエンダー等の脅威

近年、特定のテロ組織等と関わりのないままに過激化した個人、いわゆるローン・オフエンダーによる事件や、社会一般に対する恨み、不安等を背景として不特定多数の者に対して危害を加える事件が繰り返し発生しており、対策の強化が急務となっている。

ローン・オフエンダーによる重大事件としては、令和4年（2022年）7月、奈良県奈良市内において、街頭演説中の安倍元首相に対する銃撃事件が発生したほか、令和5年4月、和歌山県和歌山市内において、演説を予定していた岸田首相（当時）に向けて爆発物が投てきされ、首相のみならず聴衆が危険にさらされる事件が発生した。

また、令和6年10月、自由民主党本部及び首相官邸に対する火炎瓶投てき事件が発生した。



安倍元首相が銃撃された当時の状況
（朝日新聞社/時事通信フォト）



岸田首相（当時）に向けて爆発物が投てきされた
当時の状況（朝日新聞社/時事通信フォト）

(2) ローン・オフエンダー等対策の強化

こうした情勢を受け、警察では、ローン・オフエンダー等対策の抜本的な強化に取り組んでいる。

ローン・オフエンダー等による違法行為を未然に防止するためには、違法行為の「前兆」となり得る情報を早期に把握・集約し、警察の総合力を発揮して迅速な対策を講じることが不可欠であることから、警察では、部門横断的な取組を推進するとともに、現実空間とサイバー空間の両面における幅広くかつ確実な「前兆」の把握に努めている。

① 部門横断的な取組

警察では、都道府県警察本部の警備部門に司令塔機能を担う体制を構築し、関連情報の一元的な集約を行うとともに、警察の各関係部門がそれぞれの特性をいかして対策を講じるローン・オフエンダー等対策のための新たな業務モデルを策定し、令和6年度から全国の都道府県警察において運用している。

また、令和7年度からは、警察活動の第一線にある警察署における部門横断的な対策を強化するため、警察本部に加え、警察署の警備部門にも司令塔機能を担わせている。



自由民主党本部及び首相官邸に対する
火炎瓶投てき事件発生後の状況（時事）



警察本部警備部門の司令塔における会議（石川）

② 関係機関・団体等との協力

過去のローン・オフエンダーによる重大事件では、自宅等で製造された爆発物や銃砲等が犯行に使用された事例がある。

爆発物の原料となり得る化学物質については、薬局、ホームセンター等やインターネットを利用して購入することが可能な状況にあるところ、警察では、ローン・オフエンダー等による爆発物の原料等の入手を阻止するため、関係機関と協力しつつ、販売事業者に対し、販売時の本人確認或使用目的等の確認の徹底、不審情報の通報等を要請したり、不審な購入者への対処要領を教示したりしている。

また、警察では、不動産関連の業界団体に対する個別訪問や研修の機会を利用した広報啓発等を通じて、武器を製造する際に発生する金属加工時の異音や爆発物や弾薬に用いられるなどする火薬の製造時の異臭等の不審情報について、速やかに通報をするよう呼び掛けている。



不動産の業界団体への個別訪問（福井）



不審情報の提供を呼び掛けるリーフレット（警視庁）

③ サイバー空間における情報収集・分析

警察では、サイバー空間における「前兆」となり得る情報の収集・分析活動にも取り組んでいる。

特に、SNS等においては、要人等に危害を加える旨を予告したり、テロリストを賛美したりする内容が投稿される場合があるが、こうした投稿はローン・オフエンダー等による違法行為の「前兆」となり得ることから、警察では、必要な情報収集・分析を行い、危険度に応じた対策を講じることとしている。

	@abcd. 1234 56（殺）してやる。見つけたら撃つ。
	@efgh. 5678 何度でも言う。暴力革命以外に選択肢はない。 選択肢がなくなる前にたどり着かなければならない。
	@ijkl. 9100 世の中テロが増えていく。 〇〇（テロリストの名前）のような者は復活する。 それがこの世界を救うのなら、間違っていない。

投稿のイメージ

④ 第27回参議院議員通常選挙及び第51回衆議院議員総選挙に係る取組

（1）で述べたローン・オフエンダーによる重大事件は、いずれも国政選挙の期間中に発生した^注。令和7年7月に行われた第27回参議院議員通常選挙（以下「参院選」という。）及び令和8年2月に行われた第51回衆議院議員総選挙（以下「衆院選」という。）においては、要人等に対する襲撃事件を二度と起こさせないため、各選挙に際して警察庁に設置したLO脅威情報統合センターを司令塔として、全国警察から関連情報を集約・統合するとともに、都道府県警察が行う対策の調整や、関係部門への情報共有を行った。その過程では、警護対象者や候補者に危害を加える旨を予告するなどのSNS上の危険な投稿を、参院選では889件、衆院選では336件把握し、都道府県警察において、その内容等に応じて必要な対応を行った。

注：令和4年7月に行われた第26回参議院議員通常選挙、令和5年4月に行われた衆議院議員補欠選挙、令和6年10月に行われた第50回衆議院議員総選挙の期間中にそれぞれ発生

2 オウム真理教の動向と対策

(1) オウム真理教の動向

オウム真理教（以下「教団」という。）は、麻原彰晃こと松本智津夫への絶対的帰依を強調する「Aleph（アレフ）」^(注)をはじめとする主流派と、松本の影響力がないかのように装う「ひかりの輪」を名乗る上祐派が活動しており、15都道府県に30か所の拠点施設を有している。教団は、松本サリン事件、地下鉄サリン事件等の凶悪事件を引き起こし、多くの犠牲者を出した。

このため、平成12年（2000年）2月以降、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があるなどとして、団体規制法に基づき、教団に対し、公安調査庁長官の観察に付する処分が行われている。令和6年1月には、教団の危険性が改めて認定され、8回目となる処分の期間更新決定（令和9年1月末まで）がなされた。この観察処分に基づき、教団は3か月ごとに公安調査庁長官に対し活動実態を報告することを義務付けられているが、「Aleph（アレフ）」は報告すべき事項の一部について報告を行わず、危険性の程度を把握することが困難になっているとして、公安審査委員会によって、令和5年3月、「Aleph（アレフ）」に対し、施設の全部又は一部の使用や、財産上の利益の贈与を受けることを6か月間禁止する再発防止処分を行う決定がなされた。しかし、以降も報告すべき事項の一部について報告を行わなかったことから、同委員会によって、令和8年3月、7度目の再発防止処分を行う決定がなされた。

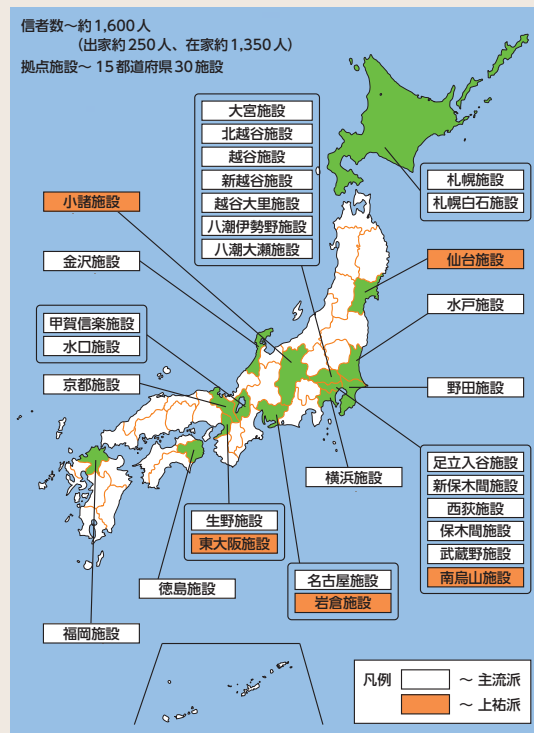
なお、公安調査庁長官が同委員会にこれらの処分を請求しようとするときは、あらかじめ警察庁長官の意見を聴くこととされており、警察庁長官は、処分を請求することが必要である旨の意見を述べるなどしている。

(2) オウム真理教対策の推進

教団は、依然として松本及び松本の説く教義を基盤としている。警察では、教団が無差別大量殺人行為を再び起こすことがないように、引き続き、関係機関と連携し、教団の実態解明及び違法行為に対する厳正な取締りを推進している。

また、警察では、地域住民の平穏な生活を守るため、教団施設周辺における警戒警備活動を行うとともに、教団の現状や警察の取組について、地域住民等に向けた広報活動を行っている。また、地下鉄サリン事件の発生から30年以上が経過したが、教団は、一連の凶悪事件を知らない若い世代を主な対象として、SNSを活用するなどして教団名を隠した勧誘活動を行っていることから、警察では、巧妙な勧誘活動の手口について、学校等に対して広報している。

図表6-14 オウム真理教の拠点施設等（令和7年末現在）



「オウム真理教」とは？

■ 殺人を肯定する教義により、かつて凶悪事件を実行

- 国家権力を打倒するべく武装化
- 地下鉄サリン事件(1995年)等、数々の凶悪事件を実行

■ 「Aleph」、「ひかりの輪」と名を変え、今も活動中

- Alephは、団体名を隠して、ヨガ教室等を名目に接近
- ひかりの輪は、主催行事への参加を一般にも呼びかけ

事件を風化させない

警察庁

広報チラシ

注：正式名称を「人格のない社団Aleph」という。

3 極左暴力集団の動向と対策

(1) 極左暴力集団の動向

暴力革命による共産主義社会の実現を目指す極左暴力集団は、依然として「テロ、ゲリラ」の実行部隊である非公然組織を擁するとともに、組織の維持・拡大をもくろみ、暴力性・党派性を隠して大衆運動や労働運動に取り組んでいる。

令和7年中、極左暴力集団は、戦後80年に当たっての天皇皇后両陛下の地方行幸啓を捉え、「慰霊の旅」を許すななどと主張し、抗議行動を行った。また、反戦・反基地運動や反原発運動に取り組む、これらを通じて同調者や支持者の獲得を図った。



広島市内における中核派の反戦デモ (ZUMA Press/アフロ)

革マル派^(注1)は、同年中、同派創始者である黒田寛一前議長が提唱した理論の継承に引き続き取り組んだ。また、同派が相当浸透しているとみられる全日本鉄道労働組合総連合会（ＪＲ総連）及び東日本旅客鉄道労働組合（ＪＲ東労組）は、同年6月の定期大会において、引き続き、同派設立時の副議長であった松崎明元ＪＲ東労組会長が提唱した労働運動理論に基づき組合活動を進めていく方針を決定した。

中核派^(注2)は、同年3月、第34回全国委員会総会において、引き続き、反戦闘争を中心として、各種闘争に取り組んでいくことを確認した。また、同年9月、第35回全国委員会総会において、女性差別や性暴力等を理由に、中央学生組織委員会議長である政治局員の幹部活動家を除名するとともに、同人及び同人に同調した中核派系の全日本学生自治会総連合（全学連）委員長らを批判し、「反革命私党集団を徹底的に弾劾し、文字通り一人残らずたたき出した」などと主張した。除名された幹部活動家及び同調者らはこれに反発して内部対立に発展し、双方はＳＮＳ等でそれぞれ反論するなどしている。

革労協主流派^(注3)は、成田闘争を重点に取り組んだ。一方、革労協反主流派^(注4)は、反戦・反基地闘争を重点に取り組んだ。

(2) 極左暴力集団対策の推進

警察では、極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」を未然に防止するための諸対策を推進しており、その過程で明らかになった違法行為は、厳正に取り締まっている。

CASE ▶

中核派系全学連活動家の男（27）は、令和7年6月、天皇皇后両陛下の沖縄県行幸啓に伴う警衛警備に従事していた警察官の顔面を拳で殴る暴行を加えたことから、同男を公務執行妨害罪で現行犯逮捕した（沖縄）。

CASE ▶

中核派系全学連活動家の男（26）らは、令和6年12月、京都大学の構内における集会に際し、同大学の職員の上半身をつかんで押すなどの暴行を加えて同人を路上に転倒させるなどしたことから、令和7年9月、同男ら2人を公務執行妨害罪等で逮捕した（京都及び広島）。

注1：正式名称を日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派という。

注2：正式名称を革命的共産主義者同盟全国委員会という。

注3：正式名称を革命的労働者協会（社会党社青同解放派）という。

注4：正式名称を革命的労働者協会（解放派）という。

4 右翼等の動向と対策

(1) 右翼の動向と対策

右翼は、領土問題、歴史認識問題等に関し、関係国や日本政府等を批判している。

令和7年中、中国をめぐっては、尖閣諸島周辺における中国海警局に所属する船舶やヘリコプターの動向を捉えた抗議行動を行った。ロシアをめぐっては、ウクライナ侵略や北方領土問題を捉えた抗議行動を行った。北朝鮮をめぐっては、弾道ミサイルが繰り返し発射されたことや拉致問題を捉え、韓国をめぐっては、竹島問題、慰安婦問題や旧朝鮮半島出身労働者問題を捉え、それぞれ抗議行動を行った。



右翼の抗議行動と警察の警備措置（8月、東京）



右翼の抗議行動と警察の警備措置（9月、愛知）

右翼が上記の街頭宣伝活動等に動員した団体数、人数及び街頭宣伝車数は、図表6－15のとおりである。

図表6－15 右翼による街頭宣伝活動等に伴う動員数（令和7年）

	動員団体数(団体)	動員人数(人)	動員街頭宣伝車数(台)
政府関連	約1,300 (約1,270)	約2,810 (約2,710)	約740 (約 830)
中国関連	約1,170 (約1,310)	約2,550 (約3,060)	約770 (約 910)
ロシア関連	約680 (約 810)	約1,780 (約2,140)	約620 (約 760)
北朝鮮関連	約450 (約 670)	約1,110 (約1,670)	約350 (約 570)
韓国関連	約580 (約 600)	約1,240 (約1,320)	約450 (約 500)

注：数値は、延べ数

括弧内は令和6年

警察では、右翼による悪質な違法行為に対し、様々な法令を適用した取締りを行っており、令和7年中、右翼運動に伴う事件^(注)の検挙件数は60件、検挙人員は85人であった。

右翼団体の中には、幹部の多くが暴力団員又は元暴力団員であるものや、暴力団が右翼団体を標榜しているものなどもあり、資金獲得を目的とした恐喝事件や詐欺事件等の違法行為を引き起こしている。このような恐喝事件や詐欺事件等の検挙件数は22件、検挙人員は27人であった。



街頭宣伝活動に対する取締り状況（3月、石川）

注：右翼が街頭宣伝活動、抗議行動等を行う過程で引き起こした事件

また、国民の平穏な生活に影響を及ぼす悪質な街頭宣伝活動に対しては、その内容や形態に応じた取締りを行っており、令和7年中は、暴力行為等処罰法違反等で12件22人を検挙した。

さらに、警察では、右翼及びその周辺者からの銃器摘発に努めた結果、令和7年中、拳銃2丁（前年中：3丁）を押収した。



街頭宣伝活動に対する取締り状況（3月、福島）

CASE ▶

右翼団体代表の男（48）は、令和6年6月、街頭宣伝車の継続検査に際し、指定自動車整備事業を営む男と共謀の上、法定の点検、整備等をしていないにもかかわらず、同車が保安基準に適合していることを証明する旨の内容虚偽の保安基準適合証明情報を記録させるなどして、不正に自動車検査証の有効期間の更新を受けたことから、令和7年2月、同右翼団体代表の男を道路運送車両法違反（不正車検）等で逮捕した（岡山）。

CASE ▶

右翼団体構成員の男（32）らは、令和6年12月、被害者の勤務先付近路上を走行中の街頭宣伝車内から、同車に積載された拡声機を使用し、「いい加減にしろよ。お前、殺すぞマジで。」などと語気鋭く申し向け、団体の威力を示して脅迫したことから、令和7年4月、同男らを暴力行為等処罰法違反で逮捕した（山梨）。

CASE ▶

右翼団体代表の男（49）らは、令和7年3月、共謀の上、在名古屋中華人民共和国総領事館周辺の警戒警備に従事していた警察官らに向けて、街頭宣伝車を走行させて接近させる暴行を加えたことから、同年4月、同男ら2人を公務執行妨害罪で検挙した（愛知）。

（2）右派系市民グループをめぐる情勢と警察の対応

令和7年中、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループは、韓国や北朝鮮との問題等を捉えたデモや街頭宣伝活動等に各地で取り組み、全国において約20件のデモが行われた。

また、右派系市民グループの活動に対して抗議する勢力が、デモ等の参加者による過激な言動について、「ヘイトスピーチ」であると批判するなどして、抗議行動に取り組んだ。

警察では、平成28年に施行されたヘイトスピーチ解消法を踏まえ、右派系市民グループとその活動に対して抗議する勢力とのトラブルに起因する違法行為を未然に防止する観点から、引き続き、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じ、違法行為を認知した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処するとともに、警察職員に対する必要な教育を推進している。

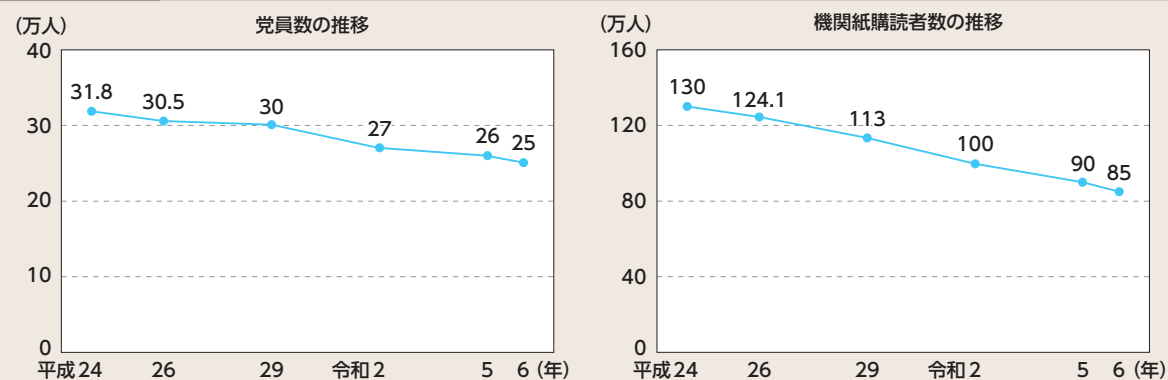
5 日本共産党の動向

(1) 国政選挙の結果及び党勢拡大に向けた取組

日本共産党は、令和7年7月に行われた第27回参議院議員通常選挙（以下「参院選」という。）において比例代表に19人、選挙区に28人^{（注1）}、令和8年2月に行われた第51回衆議院議員総選挙（以下「衆院選」という。）において比例代表に23人（小選挙区との重複5人）、小選挙区に158人の公認候補をそれぞれ擁立した。その結果、改選議席について参院選では比例代表の候補者2人、選挙区の候補者1人が当選し、改選前の7議席から4議席減の3議席となり、衆院選では比例代表の候補者4人が当選し、解散前の8議席から4議席減の4議席となった。

日本共産党は、令和8年3月の第8回中央委員会総会（8中総）において、議席減の原因を「党の自力の不足^{（注2）}」であるとし、令和6年1月に開催された第29回党大会において定めていた「27万人の党員、100万人の「しんぶん赤旗」読者を回復・突破する」という第30回党大会までの目標を「25万人の党員、85万人の「しんぶん赤旗」読者を回復・突破する」に下方修正した上で、改めて党勢拡大を呼び掛けた。

図表6-16 日本共産党の党員数及び機関紙購読者数の推移



注：いずれも日本共産党による公表数

(2) 関係団体との連携

日本共産党は、「党の世代的継承」のため、原則として15歳から30歳までの者で構成される日本民主青年同盟（民青）に対し、令和5年6月、「5年間で「数万の民青」「1万の青年・学生党员」実現へ党の総力をあげよう」との特別決議を採択し、援助を強めている。民青は、令和7年11月、第49回全国大会を開催し、令和6年11月の前回大会以降、3,736人の同盟員を獲得し、同盟員数が8,458人となったと公表した。この大会では、同党の小池晃書記局長が講演した。

他方、日本共産党は、労働者への影響力の拡大に向け、同党の指導・援助により結成された全国労働組合総連合（全労連）との連携を図っている。令和7年5月、同党の田村智子委員長は、全労連が都内で開催した第96回中央メーデーにおける挨拶の中で、「賃上げが物価高に追いつかないのは自公政権の無為無策に責任がある。職場での闘いと共に、物価高から暮らしを守る闘い、政治を変える闘いを」などと訴えた。

注1：日本共産党は32ある1人区のうち17選挙区で公認候補の擁立をせず、立憲民主党の公認候補や無所属で野党共闘の立場をとる候補者への一本化を行った。

2：日本共産党は、令和7年中も「質量ともに強大な党をつくる集中期間」等に取り組んできたが、8中総において「党員でも「しんぶん赤旗」読者でも、長年にわたる後退から前進に転じることができて」いないとし、第29回党大会の時点から更に党勢が後退していることを明らかにしている。

6 大衆運動への警察の対応

警察は、公共の安全と秩序の維持に当たるといふ警察の責務を遂行するため、大衆運動に伴う違法行為や事故を未然に防止するために必要な警備措置を講じるとともに、違法行為が発生した際には、捜査等の必要な措置を講じている。

(1) 近年の大衆運動

近年の大衆運動では、平成23年の福島第一原子力発電所事故を契機に、反原発運動が幅広い年齢層の多数の市民が参加する運動へと発展し、また、平成27年には、平和安全法制等に反対する運動に諸団体が連携して取り組む抗議行動が行われるようになった。

こうした中、国内においては、国会議事堂周辺はもとより、全国各地で憲法改正や原子力政策等の様々な政策や時事問題を捉えた抗議行動が行われているほか、国際的にも、環境保護や反戦等といった多様なテーマを掲げ、国際会議等に対する抗議行動が展開されている。

令和7年中は、平和安全法制の成立後10年、大阪・関西万博、動物の権利等を捉えた抗議行動が行われた。



平和安全法制に対する抗議行動（朝日新聞社/時事通信フォト）



憲法改正に対する抗議行動（時事）

(2) 沖縄県内の反基地運動

沖縄県では、普天間飛行場の危険の除去と返還に向けて名護市辺野古への移設工事が進められているが、これに反対する諸団体等は、移設先であるキャンプ・シュワブや埋立用の資材を搬出する港の周辺等において、工事関係車両への立ち塞がり、道路での座込みといった危険な妨害活動を繰り返している。

警察では、令和7年中、同県内のこうした反基地運動に伴い、公務執行妨害罪等で15件、延べ10人を検挙した。



移設工事に対する抗議行動（写真提供：共同通信）

警察活動の最前線



「伝わる」経済安全保障の取組を目指して

愛知県警察本部警備部外事課長

小林 良司

ものづくり王国・愛知県には、製造業の中心地として多くの企業や大学・研究機関が集まっています。愛知県警察では令和4年1月から、経済安全保障に関する取組の一環として、技術流出に関して捜査等で把握した手口の情報を企業等に提供し、対策を支援するアウトリーチ活動を行っており、各種講演や個別訪問、意見交換を通じて、経済団体、企業の幹部、技術者、研究者、未来の社会人である学生等に対する重層的な取組を展開しています。

この取組においては、企業等が自由な経済活動の中で技術流出の被害に遭わないよう、「声なきに聞き、形なきに見る」との警察官の心得を理念として、個々の立場に寄り添った情報発信をしまいにしました。

講演後には、参加者から「技術流出の実例を初めて聞いて驚き、新たな気づきを得た」といった意見を多く頂き、「伝える」ではなく「伝わる」ことの重要性を改めて実感しました。

経済安全保障は、警察だけでは実現できず、産官学の連携が必須です。おかげさまで、愛知県内の関係機関・団体と良好な関係を構築し、より良いアウトリーチ活動を推進することができています。引き続き、愛知県警察の取組である「愛知ものづくりTOPネットワーク」の枠組みも生かしながら、更なる連携の深化を目指したいと思います。



治安警備の防衛線

警視庁第一機動隊技術本部特殊技能係

望月 隼人

私は、CBRNEテロ^(*)に対応する部隊の一員として、爆発物処理に重点を置いた訓練や化学剤等を用いたNBCテロに対応するための訓練を行っています。

例えば、各部隊合同での対処訓練では、爆発物容疑事案と化学剤等散布事案が複合した事案を想定し、部隊同士が連携して対処を行いました。耐爆性能がある装備から化学剤に対して有効な装備に切り替えていく対応力が求められ、従来から必要とされていた個々の資機材を取り扱う技術の向上だけでなく、現場に応じて適切な装備を選定し、運用する能力の向上等も必要になると実感しました。

こうした観点から、我々部隊員は、更なる対処能力の向上を図るため、爆発物容疑事案とNBCテロ事案の両方に関する知識・技術の習得に努めています。こうした知識・技術の習得や、それを生かした部隊活動の完遂は簡単なことではありませんが、首都東京の安全・安心を守れるのは私たちしかいないという責任感とやりがいを抱くことができます。治安の最前線で、テロという卑劣な犯罪に対抗するため、私たちは日々訓練等に励んでいます。



* : C (Chemical : 化学) B (Biological : 生物) R (Radiological : 放射性) N (Nuclear : 核) E (Explosive : 爆発性) 物質を使用したテロの総称